

金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定乳児等通園支援事業の 運営に関する基準を定める条例（仮称）の骨子案について

1 条例制定の趣旨

この条例は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。以下「改正法」といいます。）第1条の規定（改正法附則第1条第5号イに掲げる改正規定に限る。）による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「新法」といいます。）第54条の3において準用する新法第46条第2項の規定による特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものです。

この基準を定めるに当たっては、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）を参考としています。この条例は、こども誰でも通園制度の事業を実施する事業所が給付費の対象となるために満たすべき基準となります。

2 基準の概要

主 な 内 容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用定員を定めなければならない ・ 子ども及びその保護者との事前面談を行わなければならない ・ 利用の申込みに対し正当な理由のない提供の拒否をしてはならない ・ 利用について市が行うあっせん及び要請に対し協力しなければならない ・ 給付費及び実費等の支払を受けることができる ・ 保育所保育指針に準じ支援の提供を適切に行わなければならない ・ 事業運営の重要事項に関する規程を定めなければならない 	国基準どおり

<ul style="list-style-type: none">・子どもに対し差別的取扱いをしてはならない・虐待等子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない・子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない・事故の発生又はその再発を防止するための措置を講じなければならない など	国基準どおり
<ul style="list-style-type: none">・事業所の管理者は暴力団員であってはならない	金沢市独自基準

3 施行期日

令和7年度中の議会に上程し、令和8年4月1日の施行を目指します。